

発熱などの症状がある場合の相談方法・連絡先

発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医をお持ちの方はまず電話で相談し、その指示に従ってください。

かかりつけ医のいる方

かかりつけ医へ電話で相談

発熱等の症状が生じた場合、かかりつけ医へ電話で相談することが基本となります。

通常の診察と発熱患者を時間分けしている医療機関もありますので、受診の際は必ず事前に電話で確認してください。

かかりつけ医がない等相談する医療機関に迷う場合

相談センターへ電話で相談

●台東区 発熱受診相談センター
(月～金曜日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く

TEL 03-3847-9402

FAX 03-3841-4325

※聴覚に障害のある方などからの相談

●東京都 発熱相談センター

TEL 03-5320-4592

(24時間)

症状はないが、不安に思う方

症状が軽い場合や、感染したかもしれないなど不安に思う方は、下記窓口へご相談ください。

●東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 (午前9時～午後10時)

TEL 0570-550571

FAX 03-5388-1396 ※聴覚に障害のある方などからの相談

また、医療機関は、東京都「ひまわり」から検索できます。右記二次元コードよりご確認ください。



▲東京都「ひまわり」

1人で抱え込まず相談を

- こころの健康相談 (精神科医による相談)
台東保健所保健サービス課 **TEL 03-3847-9497**
浅草保健相談センター **TEL 03-3844-8172**
- 東京いのちの電話 **TEL 03-3264-4343**
- 東京自殺防止センター **TEL 03-5286-9090**
- 東京都夜間こころの電話相談 **TEL 03-5155-5028**
- 東京都LINE相談「相談ほっとLINE@東京」
(LINEの「公式アカウント」から検索するか、
右記二次元コードから友だち登録をして利用できます)



「新ビジネスチャレンジ支援」による助成金支援を行います

区内中小企業が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて取り組む、新たなビジネスへチャレンジする場合の経費の一部を助成します。【対象企業】新型コロナウイルス感染症により売上高が減少している、区内に本店(法人)、事業所(個人事業主)がある中小企業および区内に営業の本拠を有する中小企業 【対象事業】新しい生活様式に向けた事業および事業転換および多角化等による事業、新型コロナウイルス感染症に対する事業(ほか) 【助成限度額】A型(少額助成)は20万円、B型(高額助成)は100万円(助成率3分の2) 【対象経費】設備工事費、委託費・外注費、備品費等 【審査方法】A型は書類審査、B型は書類審査および面接審査 【受付期間】2月8日(月)～3月8日(月) ※詳しくは、事業団HPをご覧ください。 【問合せ】台東区産業振興事業団経営支援課企業・人材育成担当 **TEL (5829) 4124**

新型コロナウイルス 接触確認アプリ (COCOA) をインストールしましょう

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」は、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようにプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンアプリです。詳しくは、厚生労働省HP(右記二次元コード)をご覧ください。



コロナ禍の経営のお悩みを中小企業診断士に直接相談できる

「緊急経営相談ダイヤル」 をご利用ください

土・日曜日・祝日もご相談できます

【相談事例】うちの会社も国や都の補助金、助成金をもらえるの？
・新型コロナウイルス対策としてネット販売をはじめたい

※相談内容に応じて、各専門機関(弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など)へ繋ぐこともできます。※匿名での相談も可能です。※Zoomを使用したオンライン相談も承ります。

専用ダイヤル **TEL 03-5829-8078**

火・土・日曜日・祝日 午前10時～午後3時
木曜日 午後3時～7時

※土・日曜日・祝日の相談は3月28日(日)までです。



【問合せ】台東区産業振興事業団
経営支援課商工相談担当 **TEL (5829) 4125**

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料の減免制度・傷病手当金の支給

●保険料の減免制度(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により保険料の減免が受けられます。要件に該当する場合は期限までに申請してください。

対象・要件	①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)が減少し、次の③④⑤すべて(介護保険料は⑦⑧)を満たす世帯の方 世帯の主たる生計維持者について、 ③2年中の事業収入等のいずれかの減少額※が元年中よりも3割以上減少している ④元年中の合計所得金額が1,000万円以下である ⑤減少した事業収入等以外の元年中の所得の合計が400万円以下である ※…保険金、損害賠償等により補填される金額を控除した額
減免される額	全部または一部(条件によります)
対象となる保険料	元年度分および2年度分の保険料で、2年2月1日～3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの
申請方法	申請書等は区HPよりダウンロードできます。ダウンロードできない場合は郵送しますので各問合せ先へご連絡ください。
申請期限(必着)	国民健康保険料・介護保険料は3月31日(火) 後期高齢者医療保険料は3月19日(金)
問合せ	・国民健康保険料 国民健康保険課資格係 TEL (5246) 1252 ・後期高齢者医療保険料 国民健康保険課後期高齢者係 TEL (5246) 1491 ・介護保険料 介護保険課資格・保険料担当 TEL (5246) 1246・1242

●傷病手当金の支給(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

【対象】給与などの支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方
【支給対象となる日数】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労を予定していた日 【支給額】直近の継続した3か月の給与と収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 【適用期間】2年1月1日～3年3月31日(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで) 【問合せ】国民健康保険課給付係 **TEL (5246) 1253**
後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 **TEL 0570-086519**

台東区妊婦等応援特別給付金の申請は

2月28日(日) (消印有効) までです

給付金を受けるためには申請が必要です
期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください

※区に提出された妊娠届出書をもとに2年10月に申請書を発送しました。申請書が届いていない場合は区HPからダウンロードするか、下記へお問合せください。

※申請内容に不備があった方に対して通知を発送しています。内容を確認し、ご返送ください。

※配偶者からの暴力(DV)を理由に台東区に避難している場合、給付対象となる場合がありますのでご相談ください。

【対象】基準日(2年4月27日)から申請日現在において、区の住民基本台帳に記録されており、次のいずれかに該当する方

(1) 基準日において妊婦であった方(その後、妊娠を継続していない方も含む)ただし、基準日当日に出産した方を除く

(2) 基準日において胎児であり、基準日の翌日以降に区の住民基本台帳に出生として記載された子と同一世帯の父親

※ただし、子の母親が(1)に該当しないこと。

【給付額】胎児一人につき10万円 【問合せ】台東区緊急経済対策室 **TEL (5246) 1692**